

「札幌ものづくり×デザイナープロジェクト」申請にあたっての注意事項

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

1. 提出された、申請書類を当財団で総合的に審査し、製品開発プロデューサー及び製品開発アドバイザー（以下、「専門家等」と言う。）派遣の適否を判断しますので、不採択となる場合もあります。
2. 専門家等の助言の方法、内容については、当財団、札幌市は一切関与しませんので、事前に専門家等と十分相談のうえ、実施してください。また、本事業の適切な遂行を確保するため、専門家等の派遣日に当財団職員が同行できるものとし、専門家派遣事業の支援を受ける中小企業者および専門家等はこれを拒むことはできません。
3. 1回あたり2時間以上、派遣回数は8回程度とします。
4. この事業は企業の相談内容に応じて、専門家等が助言を行うものです。事業実施にかかるデザイン、マーケティング、試作、営業、販売促進費等の経費は別途企業負担となります。
5. 事業の成果については、派遣を受けた中小企業者等に帰属します。
6. 専門家等は、当該事業で知り得た秘密を、派遣を受けた中小企業者等の許可なく漏らしてはならないとことになっていますが、事業実施にあたっては、専門家等との間で秘密保持契約の締結等の必要な措置を講じてください。